

「知事認定」で自ら処理拡大へ

排出企業の親子会社

環境省 廃棄物処理法改正案

環境省が今国会に提出する廃棄物処理法改正案の内容が明らかになった。改正法案では新たに、日本経済団体連合会が要望してきた排出事業者における親子会社間での自ら処理の拡大について、それが実際に産廃を処理する場所の都道府県知事の要件認定により行えるよう定める。同制度の検討に当たっては、経団連からの要望聴取後に産廃処理業界団体から、「今後分社化される親子会社間に限り特例的に認めるべきであり、過去の分社化間に認めるべきではない」となどの意見が示されてきたが、これら制度の具体については法改正後の省令改正に送られる。他、3つの主な事項を盛り込む改正法案について、同省は10日の閣議決定を目指す。

排出事業者の親子会社間での自ら処理の拡大については、両社が総体として一つの会社と見なせるなどの要件に適合する場合、都道府県知事により、それを特例的に認める。両社は排出事業者責任を連帯することから、自ら処理として産廃処理の業許可を不要とし、相互に一体として処理を行うことができる。いずれかが欠格要件に該当する場合、認定を受けることはできない。

改正法案では他に、① マニフェスト制度の強化
② 有害な特性を有する使用済み機器の適正保管等

排出事業者の親子会社間の義務付け③ 許可取消業者に対する措置——の3点が主に示されている。

①では、廃石綿、廃油、廃酸・廃アルカリ、感染性産廃など、特別管理産廃を年間50ト以上排出する事業者に対し電子マニフェストの使用を義務付ける。システム構築など準備に時間を要することから、公布後3年を目途に施行する予定。併せて、マニフェスト虚偽記載等に関する罰則強化を行い、現行6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金が科されているところを、1年以下の懲役または100万円以下の罰金とする。

②については、有価で取引されるために廃棄物には該当しないが、使用を終えて収集された電気電子機器について、別途

省令で示す有害性の定義に該当する場合、「有害使用済み機器」として取り扱うべきことを示す。有害使用済み機器の保管・処分を業として行う者には、都道府県知事への届け出を義務付け、政令で定める保管・処分に関する順守を義務付ける他、都道府県による報告徴収および立入検査、改善命令、措置命令の対象に追加し、違反が見られた場合は罰則の対象とする。

同機器には、国内外で深刻な環境汚染を引き起こしてきたいわゆる雑品スクラップが含まれており、この制度を検討してきた専門委での議論を踏まえれば具体的に、廃バッテリーや廃電池類に係る性状を有する物品が該当するものと見られる。また③では、許可を取り消された処理業者に対して、その保管する廃棄物による環境への影響を避けるため、自治体が必要措置を講じるよう命じることができるようにする。併せて、許可取消業者には、排出事業者への適正処理困難通知の発出を義務付ける。